

3. 今後の課題

前節までに記述した森林整備の意義や歴史を踏まえ、以下では今後の課題として、森林の多面的機能発揮のための森林整備の在り方と、森林整備推進のための関係者の役割を整理する。

(1) 多面的機能の持続的な発揮に向けた森林整備の推進

森林は、水源の涵養^{かん}、国土の保全、地球温暖化の防止、木材をはじめとする林産物の供給等の多面的機能の発揮を通じて、国民生活及び国民経済の維持及び向上に大きく寄与している。これらの機能が将来にわたって十分に発揮されるようにするためには、今後とも植栽、保育、間伐等の森林整備を適切に行うことによって、健全な森林を造成し、育成する必要がある。

この場合、特定の機能を重視して森林整備を行う場合であっても、森林の機能は多面的であり、また、現在だけでなく将来にわたって持続的に発揮される

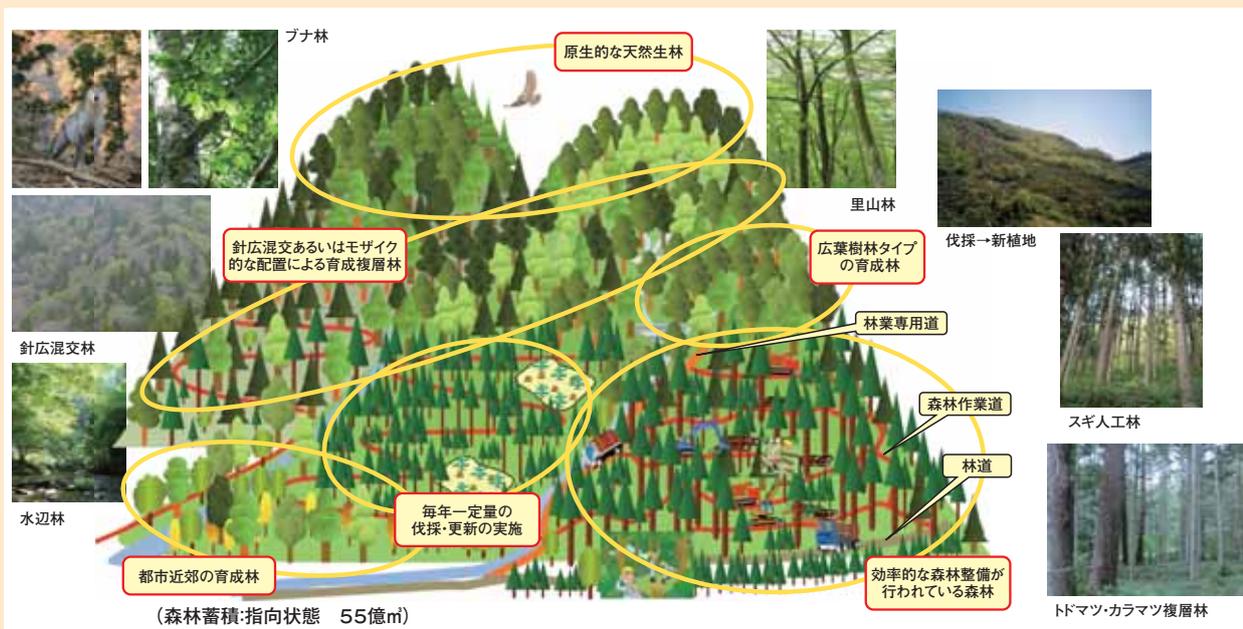
べきことに留意する必要がある。

このような基本的考え方に立ち、具体的にはそれぞれの地域において、森林の現況、自然条件、ニーズ等を踏まえながら、将来の望ましい森林の姿をイメージし、森林の有する多面的機能の持続的な発揮に向けて、必要な森林整備を計画的に推進することとされている(資料 I - 30)。

特に、我が国の森林面積の約4割(1千万ha)を占める人工林については、戦中・戦後の大量伐採や高度経済成長期の緊急増伐の跡地に、先人の努力により植え育てられてきたものが大宗を占めており、現在は資源が成熟している一方、適正に管理されない森林もある。このため、公益的機能と木材等生産機能の両者が適切に発揮されるよう、資源の適切な利用を進めつつ、必要な間伐や主伐後の再造林等を着実に行う必要がある。

一方、立地条件に応じて公益的機能の高度発揮のため、複層林化^{*23}、長伐期化^{*24}、針広混交林化や広葉樹林化^{*25}を推進するなど、多様で健全な森林へ誘導することも必要である。これらによって、伐

資料 I - 30 100年後の森林の姿(イメージ)



資料：林野庁「100年後の森林の姿(イメージ)」(林政審議会(平成23(2011)年7月13日)資料5)

- *23 針葉樹一斉人工林を帯状、群状等に択伐し、その跡地に人工更新等により複数の樹冠層を有する森林を造成すること。
- *24 従来の単層林施業が40~50年程度で主伐(皆伐)することを目的としているのに対し、おおむね2倍に相当する林齢まで森林を育成し主伐を行うこと。
- *25 針葉樹一斉人工林を帯状、群状等に択伐し、その跡地に広葉樹を天然更新等により生育させ、針葉樹と広葉樹を混在させること。

採に伴う裸地発生の機会を減らし、併せて伐採後の植栽、保育等の費用を節減することができることから、例えば奥地水源地域や急傾斜地の森林のように、水源涵養^{かん}や山地災害防止等の公益的機能を高度に発揮する必要がある森林では積極的に実施することが求められる。

いずれの場合も、災害にも強い健全な森林を育成することが、国土の保全をはじめとする森林の諸機能を十分に発揮させることにもつながる。

また、生産された木材等が利用されることによって、林業生産活動にその販売収益が還元され、「植える→育てる→使う→植える」というサイクルが機能して森林整備を継続できることから、国産材の需要を確保することも課題である(資料 I-31)。

(2) 森林整備推進のための関係者の役割

森林の有する多面的機能の持続的な発揮に向けた森林整備を推進していくためには、森林所有者等をはじめ幅広い関係者が次のような課題に取り組む必要がある。

(森林所有者の責務)

現代社会では森林についても、他の土地と同様に所有権の対象となっていることから、森林を管理する権限と責務は、一義的にはその所有者にある。森林所有者がその保有する森林の手入れを放棄したり、適切な整備及び保全を怠ったりすれば、森林の公益的機能は大幅に低下し、地域の多数の住民、ひいては国民生活及び国民経済全体に大きな支障が生じるおそれもある。

このため、森林については基本的には森林所有者の責任で適切な整備及び保全が行われる必要がある。こうした責務には、森林所有者が、林業の担い手等への施業や経営の委託等を行うことによって、森林の多面的機能が発揮されるよう必要な整備及び保全に努めることも含まれる。

(林業・木材産業の健全な発展)

林業は、森林の木材等生産機能によって収入を得ながら、適切な生産活動を通じて森林整備を行うことによって、森林の有する多面的機能の発揮に大きな役割を果たしている。このため、森林整備を推進

資料 I-31 健全な森林のサイクルの図



し、森林の多面的機能が持続的に発揮されるようにするためには、林業の健全な発展が不可欠であり、引き続き、施業の集約化、路網の整備、高性能林業機械の導入、造林及び保育の低コスト化等による体質強化等の取組が必要である（詳細については、第IV章(109-118ページ)参照）。

また、人工林を中心に増加する森林資源を有効に活用しつつ、林業の健全な発展と森林整備のための収益の還元を図っていくためには、国産材の需要拡大が不可欠である。このため、林業・木材産業においては、CLT(直交集成板)等の新たな製品及び技術の開発及び普及に向けた環境整備や公共建築物の木造化等による新たな木材需要の創出に取り組むとともに、輸入材に対抗できるよう国産材の需要に応じた安定供給体制の構築等に取り組むことが喫緊の課題である（詳細については、第V章(155-166ページ)参照）。

(国、地方公共団体等の支援)

このように森林整備の推進に当たっては、森林所有者やその他の林業・木材産業関係者の役割が重要ではあるが、森林整備は長期間にわたる取組であることに加え、木材価格等の低迷、小規模零細な所有構造など関係者を取り巻く状況は依然として厳しく、これらの関係者の努力だけでそれぞれの取組を進めていくことは難しい面がある。

このため、国、地方公共団体等は、森林所有者や林業事業者等による森林整備が今後とも継続して行われるよう、森林整備の低コスト化を促進しつつ、引き続き公共事業等として支援する必要がある。また、林業の体質強化や木材産業を含む関係者による国産材の需要拡大等の課題への取組についても、様々な形で支援することが求められる。

また、国、地方公共団体等には、国有林、公有林等の所有者として、その適切な管理経営を推進する責務がある。さらに、私有林についても必要に応じ公的な関与を強化して森林整備を推進するほか、集中豪雨等による山地災害の発生のおそれが高まっていることを踏まえた治山事業の推進も求められる。

これらの取組と併せて、適切な森林整備の推進に資するため、森林の伐採や開発行為の規制、病虫害防除対策や野生鳥獣被害対策の推進、森林所有者や

境界の明確化、優良種苗の安定供給等を含めた幅広い施策を展開することが必要である（詳細については、第III章(61-65、74-84ページ)、第IV章(112ページ)参照）。

(国民全体で支える森林整備)

林業・木材産業関係者以外の一般国民であっても、地域活動、ボランティア活動、企業のCSR等を通じて、森林整備・保全活動に参加することができる（詳細については、第III章(65-69ページ)参照）。

また、多くの国民が、消費者として国産材を利用することにより、林業生産活動の継続が可能となり、森林の整備と多面的機能の発揮に貢献することになる。

さらに、森林の多面的機能は広く国民が享受しており、その発揮に必要な森林整備に係る費用については、国及び地方公共団体の予算及び税制や寄附など自主的な資金の拠出等を通じて、社会全体で負担することが必要である（詳細については、第V章(167-170ページ)、第III章(69-72ページ)参照）。